

従業員側ハ解雇並轉勤問題ヲ一時保留シ新ニ待遇改善
歎願書ヲ提出シテ従業員側ノ結束ヲ計ルニシテ
タル旨ハ前報ノ通りナルガ既報後ノ状況左記ノ通り

記

一、歎願書提出懸念

自治會齋評石毛留吉、飯野幹、北島宗、井河清行ノ四名
並従業員代表廣瀬謙壽外十名ハ豫定ノ如ク昨十八日
午前十一時三十分自治會社事務所ニ到リ山中庶務課長ト
合見既報待遇改善歎願書ヲ嚴封ノ後提出スル所ナリ
之一汁、同課長ヨリ自治會ヨリノ要求ハ受理スベキ
筋合ノモノニアラズト拒絶シタル為メ従業員側ハ自
治會ヨリノ要求ニアラズ成電車従業員一同ノモノ

ナリト述べタルヲ以テ同課長ハ然ラハ個人トシテ預
り置クベシト支理セルニ依リ従業員側代表ハ正午退
出セリ

二、爭議團本部ノ状況

爭議團本部(齊下南葛飾郡奥戸村曲金七九ニ湯屋澤沢カク方)
ニハ連日非番従業員二十名内外集合午後四時頃ヨリ
自治會各支部員約三十名應接午後七時前後散会スル
ヲ例トシ居レルガ此間炊出しツナシメ應接者ニ給與
シ居ル外特種ノ行動ナシ

三、自治會本部ノ態度

自治會本部ニ於テハ豫定通り本爭議ヲ花見時迄引延
シ同時期ニ於テ積極的運動ヲ試シ以テ会社ニ対抗セ